

中期計画・年度計画

第2期中期計画		平成28年度計画(案)	参考(平成27年度計画)
工 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。	工 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。	工 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。	工 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。
②県立北病院 感染症医療 一類感染症法(工ボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。外来診療や、また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、専門的な医療を提供する。 カ 感染症医療 一類感染症法(工ボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。外来診療や、また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、専門的な医療を提供する。	②県立北病院 感染症医療 一類感染症法(工ボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。外来診療や、また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、専門的な医療を提供する。	②県立北病院 感染症医療 一類感染症法(工ボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。外来診療や、また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、専門的な医療を提供する。	②県立北病院 感染症医療 一類感染症法(工ボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。外来診療や、また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、専門的な医療を提供する。

第 2 期 中 期 計 画

平成 28 年度計画（案）

<p>②7 対 1 看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にこどつて良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される 7 対 1 看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニックバスを推進する。DPC から得られる詳細な診療情報などを、診断群分類、包括評価（DPC）、クリニックバスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高精度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>②7 対 1 看護採用試験への柔軟な対応 看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図ることによる人事管理や運用病床の運営、業務改善を行ない、7 対 1 看護体制を継続する。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニックバスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルバスの点検・見直しを行う。 ・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高精度医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>②7 対 1 看護体制への柔軟な対応 看護を図ることによる人事管理や運用病床の運営、業務改善を行ない、7 対 1 看護体制を継続する。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニックバスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルバスの点検・見直しを行う。 ・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高精度医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>
<p>②7 対 1 看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にこどつて良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される 7 対 1 看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニックバスを推進する。DPC から得られる詳細な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高精度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>②7 対 1 看護採用試験への柔軟な対応 看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図ることによる人事管理や運用病床の運営、業務改善を行ない、7 対 1 看護体制を継続する。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニックバスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルバスの点検・見直しを行う。 ・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高精度医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>①医療安全対策の推進 アリスクマネージャーの活用 アリスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行なうとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 情報の共有化 より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。</p> <p>②医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>③医療倫理の確立 医療倫理の確立を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>④患者・家族との信頼・協力関係の構築 患者・家族との信頼・協力関係の構築 説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関して、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>⑤医療品の安心・安全な提供 医療品の安心・安全な提供 医療品の特性・医療行為の内容と効果及び副作用、リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関して、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>⑥患者サービスの向上 各医療機関における患者の待ち時間や患者予約制度の充実等を図り、より正確な医療の実現に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑦外来患者の待ち時間や患者予約制度の充実等を図り、より正確な医療の実現に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑧患者サービスの向上 各医療機関における患者の流れをさらに円滑にするため、プロック受付業務・会計・課題事務の負担軽減とともに、病院職員の接遇強化も実現を目指す。 また、入院などの説明をフンストップで行う入院センターの設置に向けた検討を行う。</p>
<p>②7 対 1 看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にこどつて良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される 7 対 1 看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニックバスを推進する。DPC から得られる詳細な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高精度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>②7 対 1 看護採用試験への柔軟な対応 看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図ることによる人事管理や運用病床の運営、業務改善を行ない、7 対 1 看護体制を継続する。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニックバスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随時、クリニカルバスの点検・見直しを行う。 ・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 中期計画で定めた高精度医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p> <p>(3) 県民に信頼される医療の提供</p>	<p>①医療安全対策の推進 アリスクマネージャーの活用 アリスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行なうとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。 情報の共有化 より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。</p> <p>②医療事故への対応 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>③医療倫理の確立 医療倫理の確立を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p> <p>④患者・家族との信頼・協力関係の構築 患者・家族との信頼・協力関係の構築 説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関して、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>⑤医療品の安心・安全な提供 医療品の安心・安全な提供 医療品の特性・医療行為の内容と効果及び副作用、リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。また、医療行為等に関して、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>⑥患者サービスの向上 各医療機関における患者の流れをさらに円滑にするため、プロック受付業務・会計・課題事務の負担軽減とともに、病院職員の接遇強化も実現を目指す。 また、入院などの説明をフンストップで行う入院センターの設置に向けた検討を行う。</p>

第 2 期 中 期 計 画		平成 28 年度計画（案）	参 考（平成 27 年度計画）
⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。また、医療情報の効率的な管理を行うため、文書管理システムを導入する。	⑥診療情報の適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。また、医療情報の有効活用を図る。	⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。また、医療情報の有効活用を図る。	⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。また、医療情報の有効活用を図る。
2 医療に関する調査及び研究 国内外に積極的に情報収集する。また、医療に関する調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。	①新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。	2 医療に関する調査及び研究 ①新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。	①新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。
2 医療に関する調査及び研究 医療機構の有する医療資源、また、医療に関する調査及び研究を取り組むとともに、その成果を医療長官等に貢献する。また、医療に関する調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。	②各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。	2 医療に関する調査及び研究 ②各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。	②各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。
3 医療従事者の研修 医療従事者の研究の充実 医療従事者等への質問 医療機構の有する医療資源、また、医療に関する調査及び研究を取り組むとともに、その成果を医療長官等に貢献する。また、医療に関する調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。	①医療従事者の研修の充実 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修会の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。	3 医療従事者の研修 ①医療従事者の研修の充実 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修会の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。	①医療従事者の研修の充実 新薬開発等による医療技術の向上 医師の専門性の向上や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 ②各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。
3 医療従事者の研修 医療従事者の研究の充実 医療従事者等への質問 医療機構の有する医療資源、また、医療に関する調査及び研究を取り組むとともに、その成果を医療長官等に貢献する。また、医療に関する調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。	①医療従事者の研修の充実 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修会の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。	3 医療従事者の研修 ①医療従事者の研修の充実 医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。 ②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。 ③研修会の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。	①医療従事者の研修の充実 新薬開発等による医療技術の向上 医師の専門性の向上や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。
4 医療に関する地域への支援 地域医療機構との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。	①地域医療機構との連携の強化 他の地域医療機構の医療従事者などを対象とした病院セミナーの定期的な開催など 他の地域医療機構の医療従事者などを対象とした研修会を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の地域医療機構の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。	4 医療に関する地域への支援 ①地域医療機構との連携の強化 他の地域医療機構の医療従事者などを対象とした病院セミナーの定期的な開催など 他の地域医療機構の医療従事者などを対象とした研修会を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の地域医療機構の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。	①地域医療機構との連携の強化 県立中央病院が、地域医療センターを中心にして、いわゆる病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率・登録率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進めます。
4 医療に関する地域への支援 地域医療機構との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。	①地域医療機構との連携の強化 他の地域医療機構との連携の協力体制の強化 県立中央病院が、他の地域医療機構との連携である病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率・登録率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進めます。	4 医療に関する地域への支援 ①地域医療機構との連携の強化 他の地域医療機構との連携の協力体制の強化 県立中央病院が、他の地域医療機構との連携である病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率・登録率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進めます。	①地域医療機構との連携の強化 県立中央病院が、地域医療センターを中心にして、いわゆる病病・病診連携を推進し、紹介率・逆紹介率・登録率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進めます。

第 2 期 中 期 計 画

平成 28 年度計画（案）

(2) 地域医療への支援		参考（平成 27 年度計画）	
① 医療機器の共同利用	(2) 地域医療への支援	① 医療機器の共同利用	(2) 地域医療への支援
県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進めた場合に引き受けける。	① 医療機器の共同利用	① 医療機器の共同利用	① 医療機器の共同利用
② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化	② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化	② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化	② 臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化
県立病院機関の育成、資質向上において、新規門診開設への対応、指導医の育成、資質向上に取り組むことと、内科・総合診療科、救急科、精神科などは基幹施設としてまたその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行っため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行った。	県立病院機関の育成、資質向上において、新規門診開設への対応、指導医の育成、資質向上に取り組むことと、内科・総合診療科、救急科、精神科などは基幹施設としてまたその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行っため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行った。	県立病院機関の育成、資質向上において、新規門診開設への対応、指導医の育成、資質向上に取り組むことと、内科・総合診療科、救急科、精神科などは基幹施設としてまたその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行っため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行った。	県立病院機関の育成、資質向上において、新規門診開設への対応、指導医の育成、資質向上に取り組むことと、内科・総合診療科、救急科、精神科などは基幹施設としてまたその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行っため、各領域の研修管理委員会の発足など、必要な準備を行った。
③ 公的医療機関への支援	③ 公的医療機関への支援	③ 公的医療機関への支援	③ 公的医療機関への支援
県立病院機関の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。	県立病院機関の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。	県立病院機関の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。	県立病院機関の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。
(3) 地域社会への協力	(3) 地域社会への協力	(3) 地域社会への協力	(3) 地域社会への協力
① 救急救命士の育成	① 救急救命士の育成	① 救急救命士の育成	① 救急救命士の育成
② 看護師養成機関等への講師派遣	② 看護師養成機関等への講師派遣	② 看護師養成機関等への講師派遣	② 看護師養成機関等への講師派遣
③ 公的機関からの医療に関する鑑定や調査に対し、講師を派遣する。	③ 公的機関からの医療に関する鑑定や調査に対し、講師を派遣する。	③ 公的機関からの医療に関する鑑定、調査への協力	③ 公的機関からの医療に関する鑑定、調査への協力
5 災害時ににおける医療救援	5 災害時ににおける医療救援	5 災害時ににおける医療救援	5 災害時ににおける医療救援
(1) 医療救援活動の拠点機能	(1) 医療救援活動の拠点機能	(1) 医療救援活動の拠点機能	(1) 医療救援活動の拠点機能
・大規模災害を受けたトリージ訓練などをを行う。	・大規模災害を受けたトリージ訓練などをを行う。	・災害発生時には、知事の要請に応じて DMA-T を派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。	・災害発生時には、知事の要請に応じて DMA-T を派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。
(2) 他県等の医療救援への協力	(2) 他県等の医療救援への協力	(2) 他県等の医療救援への協力	(2) 他県等の医療救援への協力
他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じて DMA-T 等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。	他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じて DMA-T 等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。	他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じて DMA-T 等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。	他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じて DMA-T 等を派遣するなど、積極的に医療救援活動に協力する。
第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築	1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築
・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。	・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。	・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。	・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。
2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現
・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。	・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。	・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。	・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を随時行うよう努める。
・医療ニーズの多様化・高齢化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における強力的な配置を進めること	・医療ニーズの多様化・高齢化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における強力的な配置を進めること	・医療ニーズの多様化・高齢化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における強力的な配置を進めること	・医療ニーズの多様化・高齢化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における強力的な配置を進めること
2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現	2 効率的な業務運営の実現
・委託業務の適正化の検討や職員のプロペラ化等による効率化を実現するため、職員が一丸となって、医療サービス向上と運営改善に取り組む。	・委託業務の適正化の検討や職員のプロペラ化等による効率化を実現するため、職員が一丸となって、医療サービス向上と運営改善に取り組む。	・委託業務の適正化の検討や職員のプロペラ化等による効率化を実現するため、職員が一丸となって、医療サービス向上と運営改善に取り組む。	・委託業務の適正化の検討や職員のプロペラ化等による効率化を実現するため、職員が一丸となって、医療サービス向上と運営改善に取り組む。

画計期中期第2

平成28年度計画(案)

第 2 期 中 期 計 画

平成 28 年度計画 (案)

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
「第3 業務実施に実施するためとする中期目標期間内の
累計の経常収支を黒字とする。

1 予算（平成27年度～平成31年度）

		(単位 百万円)	
区分	金額	区分	金額
収入			
営業収益	111,461	営業収益	23,194
医業収益	92,989	医業収益	19,417
運営費負担金	17,154	運営費負担金	3,502
その他の営業収益	1,308	その他の営業収益	275
営業外収益	2,621	営業外収益	433
運営費負担金	1,711	運営費負担金	225
その他営業外収益	910	その他営業外収益	208
資本収入	5,576	資本収入	1,119
運営費負担金	0	運営費負担金	0
長期借入金	5,576	長期借入金	1,119
その他の資本収入	0	その他の資本収入	0
計	119,118	計	24,746
支出			
営業費用	95,713	営業費用	19,756
医業費用	94,870	医業費用	19,672
給与費	45,352	給与費	9,677
材料費	31,144	材料費	6,484
経費	17,838	経費	3,378
研究開発費	536	研究開発費	133
一般管理費	843	一般管理費	124
営業外費用	1,701	営業外費用	336
資本支出	23,879	資本支出	4,897
建設改良費	9,809	建設改良費	1,972
償還金	14,070	償還金	2,935
その他の支出	0	その他の支出	6
計	121,293	計	24,945

【人件費の見積り】
期間中総額46,015百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
【運営費負担金のルール】
緊急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

【人件費の見積り】
期間中総額9,765百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
【運営費負担金のルール】
緊急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

【人件費の見積り】
期間中総額3,394百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。
【運営費負担金のルール】
緊急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

		(単位 百万円)	
区分	金額	区分	金額
1 予算(平成28年度)		1 予算(平成27年度)	
収入		収入	
営業収益	23,194	営業収益	22,436
医業収益	19,417	医業収益	18,656
運営費負担金	3,502	運営費負担金	3,512
その他の営業収益	275	その他の営業収益	268
営業外収益	433	営業外収益	469
運営費負担金	225	運営費負担金	268
その他営業外収益	208	その他営業外収益	201
資本収入	1,119	資本収入	1,630
運営費負担金	0	運営費負担金	0
長期借入金	0	長期借入金	0
その他の資本収入	0	その他の資本収入	0
計	24,746	計	24,595
支出		支出	
営業費用	19,756	営業費用	19,277
医業費用	19,672	医業費用	19,153
給与費	9,677	給与費	9,308
材料費	6,484	材料費	6,059
経費	3,378	経費	3,661
研究開発費	133	研究開発費	115
一般管理費	124	一般管理費	124
営業外費用	336	営業外費用	338
資本支出	4,897	資本支出	5,905
建設改良費	1,972	建設改良費	3,030
償還金	2,935	償還金	2,855
その他の支出	6	その他の支出	0
計	24,945	計	25,570

第2期中期計画

平成28年度計画(案)

2 収支計画(平成27年度～平成31年度)

		2 収支計画(平成28年度)		(単位 百万円)	
区 分		区 分		金額	
収入の部				23,721	22,978
営業収益				23,301	22,529
医業収益				19,366	18,606
運営費負担金収益				3,502	3,512
資産見返負債戻入				139	143
その他営業収益				274	288
営業外収益				420	449
運営費負担金収益				225	268
その他営業外収益				195	181
臨時利益	0				0
支出の部				22,922	22,316
営業費用				21,729	21,096
医業費用				21,607	20,977
給与費				9,246	9,246
材料費				6,034	5,526
経費				3,151	3,188
施設費				2,628	2,886
減価償却費				123	101
研究研修費				122	119
一般管理費				1,108	1,110
営業外費用				84	110
臨時損失				0	662
純利益				799	0
目的積立金取崩額				0	662
総利益	0			799	0

参考(平成27年度計画)

		2 収支計画(平成27年度)		(単位 百万円)	
区 分		区 分		金額	
収入の部				23,721	22,978
営業収益				23,301	22,529
医業収益				19,366	18,606
運営費負担金収益				3,502	3,512
資産見返負債戻入				139	143
その他営業収益				274	288
営業外収益				420	449
運営費負担金収益				225	268
その他営業外収益				195	181
臨時利益	0				0
支出の部				22,922	22,316
営業費用				21,729	21,096
医業費用				21,607	20,977
給与費				9,246	9,246
材料費				6,034	5,526
経費				3,151	3,188
施設費				2,628	2,886
減価償却費				123	101
研究研修費				122	119
一般管理費				1,108	1,110
営業外費用				84	110
臨時損失				0	662
純利益				799	0
目的積立金取崩額				0	662
総利益	0			799	0

3 資金計画(平成27年度～平成31年度)

		3 資金計画(平成28年度)		(単位 百万円)	
区 分		区 分		金額	
資金収入				39,287	38,237
業務活動による収入				23,827	22,905
診療業務による収入				19,417	18,555
運営費負担金による収入				3,727	3,780
その他の業務活動による収入				483	470
投資活動による収入				0	0
運営費負担金による収入				0	0
その他の投資活動による収入				0	0
財務活動による収入				1,119	1,690
長期借入金による収入				1,119	1,690
長期借入金による収入				0	0
その他の財務活動による収入				0	0
前事業年度からの繰越金				14,541	13,642
資金支出				39,287	38,237
業務活動による支出				20,132	19,864
給与費支出				9,165	9,394
材料費支出				6,684	6,069
その他の業務活動による支出				3,863	4,201
投資活動による支出				1,833	3,304
固定資産の取得による支出				1,827	3,304
その他の投資活動による支出				6	0
財務活動による支出				2,980	2,901
長期借入金の返済による支出				1,301	1,261
移行前地方償還債務の償還による支出				1,634	1,594
その他の財務活動による支出				45	46
次期中期目標期間への繰越金				14,342	12,668

		3 資金計画(平成27年度)		(単位 百万円)	
区 分		区 分		金額	
資金収入				39,287	38,237
業務活動による収入				23,827	22,905
診療業務による収入				19,417	18,555
運営費負担金による収入				3,727	3,780
その他の業務活動による収入				483	470
投資活動による収入				0	0
運営費負担金による収入				0	0
その他の投資活動による収入				0	0
財務活動による収入				1,119	1,690
長期借入金による収入				1,119	1,690
長期借入金による収入				0	0
その他の財務活動による収入				0	0
前事業年度からの繰越金				14,541	13,642
資金支出				39,287	38,237
業務活動による支出				20,132	19,864
給与費支出				9,165	9,394
材料費支出				6,684	6,069
その他の業務活動による支出				3,863	4,201
投資活動による支出				1,833	3,304
固定資産の取得による支出				1,827	3,304
その他の投資活動による支出				6	0
財務活動による支出				2,980	2,901
長期借入金の返済による支出				1,301	1,261
移行前地方償還債務の償還による支出				1,634	1,594
その他の財務活動による支出				45	46
次期中期目標期間への繰越金				14,342	12,668

第2中期計画		平成28年度計画(案)		参考(平成27年度計画)	
第5短期借入金の限度額		第4短期借入金の限度額		第4短期借入金の限度額	
1 限度額	1,000百万円	1 限度額	1,000百万円	1 限度額	1,000百万円
2 想定される短期借入金の発生理由 運営費預金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応		2 想定される短期借入金の発生理由 運営費預金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応		2 想定される短期借入金の発生理由 運営費預金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	
第6重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計 算		第5剰余金の用途 法算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等 に充てる。		第5剰余金の用途 法算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等 に充てる。	
第7剰余金の用途 法算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等 に充てる。		第8料金に関する事項		第6その他業務運営に関する重要事項	
1 使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)、第16条第2項、同法第149条において準用 する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第30 号)第71条に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第38条第2項(同法第109条において準用する場合を含む。)及 び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準によ り算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額		2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は 一部を減免することができる。		1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。	
第9その他業務運営に関する重要事項		1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。		2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関 係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチエック等を 通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	
1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。		2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関 係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチエック等を 通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。		3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評議会の評議会に受けた 後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的 に取り組む。	
2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関 係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチエック等を 通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。		3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評議会の評議会に受けた 後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的 に取り組む。		4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5 条で定める事項	
3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評議会の評議会に受けた 後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的 に取り組む。		4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5 条で定める事項		(1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 敷地 1,327百万円 國・県補助金、長 期借入金等	
4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5 条で定める事項		(1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 敷地 1,327百万円 國・県補助金、長 期借入金等		(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保な ど、適切な人事管理を行う。	
(1)施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等 敷地 1,327百万円 國・県補助金、長 期借入金等		(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保な ど、適切な人事管理を行う。		(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間積立金については、病院施設や医療機器の整備費用 等に充てる。	
(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保な ど、適切な人事管理を行う。		(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間積立金については、病院施設や医療機器の整備費用 等に充てる。		(4)その他法への業務運営に関する必要な事項 なし	